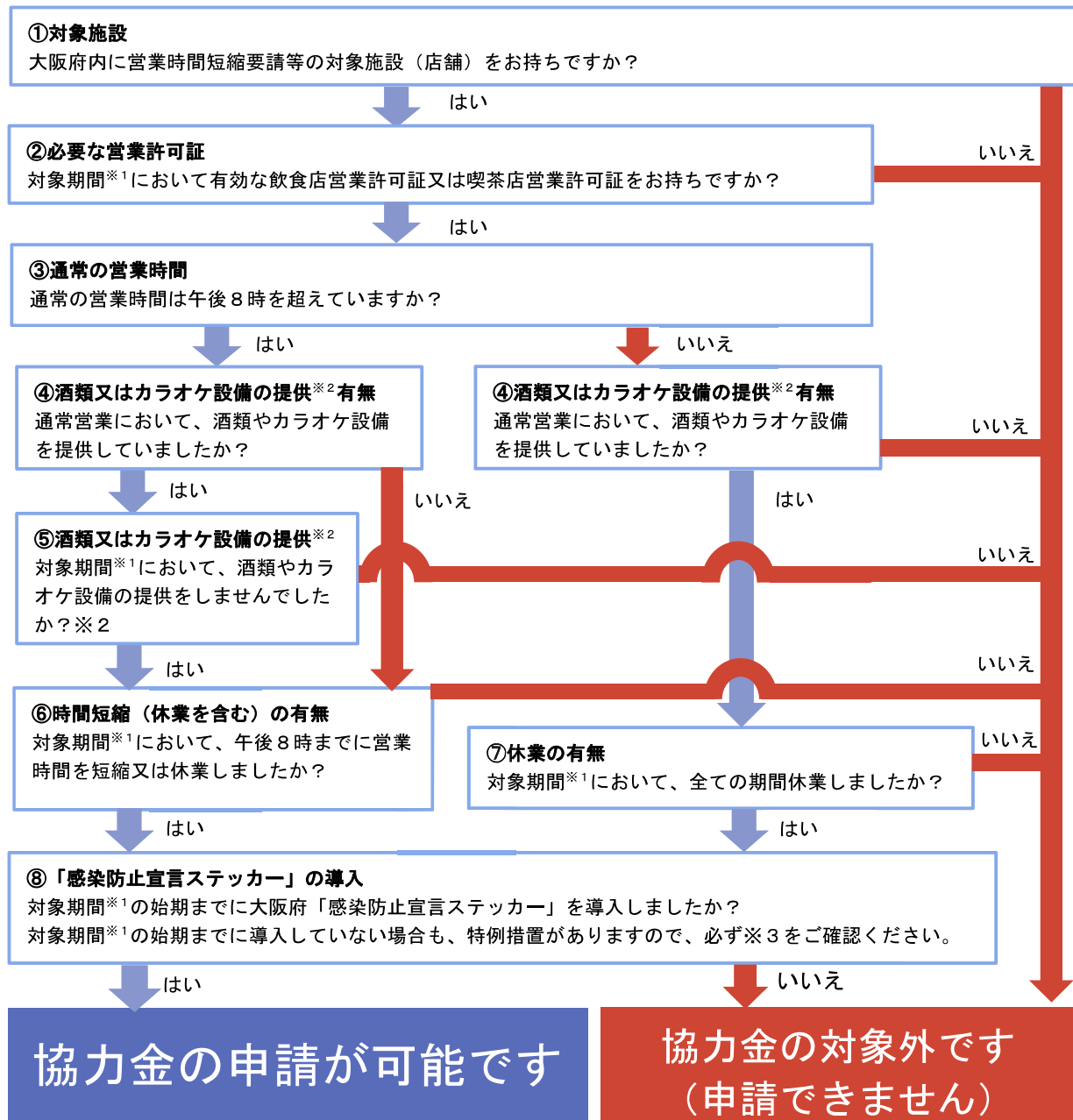


【対象・対象外フローチャート】



ただし、途中開店の場合は、開店日から8月19日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 対象期間

- (1) 令和3年4月25日から5月31日まで全期間要請を遵守
 - (2) 令和3年4月25日から5月11日までの期間のみ要請を遵守
 - (3) 令和3年5月12日から5月31日までの期間のみ要請を遵守
- (1)～(3)の期間中に、開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 5月12日からは、利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。

※3 ステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までにステッカーを導入していたものとみなします。

- ① 対象期間中、営業時間を短縮した上、営業されていた方
大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入した場合
- ② 対象期間中、休業していた方
大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は対象期間の終期以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入した場合